

浄化槽保守点検業者の皆様 へ

浄化槽管理士（全員）に対する研修を
登録の有効期間（3年間）ごとに
受講させる必要があります！！

浄化槽保守点検業の登録業者は、その業務に従事させる浄化槽管理士に対して、登録の有効期間（3年間）ごとに、知事が指定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせ、研修を受けたことを証する書類を提出する必要があります。

研修対象者

1. 登録期間内に営業所に置く浄化槽管理士全員が研修を受講
2. 受講済証の写しを次の更新申請時に提出

※研修とは、和歌山県浄化そう協会が実施する「浄化槽技術講習会（浄化槽管理士研修会）」

（例年10月に和歌山市・田辺市にて各1回開催）

※登録期間内に研修を受講していないと更新申請ができません。

【例】登録の有効期間が「令和7年7月15日～令和10年7月14日」の場合

◎ 登録の有効期間＝研修の受講期間

研修の受講期間	3年間の登録有効期間内
	（例）令和7年7月15日～令和10年7月14日

◆有効期間満了の直前では研修の開催がない場合がありますので、日程に余裕をもって受講ください。

◆研修の開催スケジュール・申込等については、県下水道課のホームページに掲載しますのでご確認ください。（県HP）<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081000/gesuido.html>

※各自でホームページ等を確認し、受講をお願いします（開催通知等の案内はありません）。

※ホームページをご覧になれない場合で申込を希望の場合は、和歌山県浄化そう協会（073-431-6291）へお問い合わせください。（FAX、メール、郵送にて対応が可能です。）

よくある質問

Q1. 浄化槽管理士が複数いる場合、1名が受講すればよいですか。

A1. 営業所に置く浄化槽管理士、つまり保守点検の実務に従事する浄化槽管理士全員が研修を受講しなければなりません。

Q2. 一度受講すればよいですか。

A2. 最初の1回だけでなく、更新登録（3年）毎の受講が必要です。

Q3. 浄化槽管理士を変更、増員した場合はどうしたらよいですか。

A3. 登録事項変更届出書の提出が必要です。変更する浄化槽管理士の免状及び講習の受講済証を添付の上、提出してください。

【問合せ先】

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 県土整備部 河川下水道局 下水道課 管理班 (TEL: 073-441-3204)